

金融機関関係者 各位

保険業関係者 各位

証券業関係者 各位

不動産関連業関係者 各位

司法書士による 財産管理業務の概要

一般社団法人 日本財産管理協会

【司法書士による財産管理業務について】

平成14年の司法書士法改正により、司法書士法第29条第1項第1号及びこれを受けた司法書士法施行規則第31条が新設されました。これにより、「すべての司法書士」がいわゆる「財産管理業務」を行うことができる旨が明文化されたこととなります。

司法書士法

第二十九条 司法書士法人は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。

一 法令等に基づきすべての司法書士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部

(二 以下 略)

司法書士法施行規則

第三十一条 法第二十九条第一項第一号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務

二 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務

(三、四 略)

五 法第三条第一項第一号から第五号まで及び前各号に掲げる業務に附帯し、又は密接に関連する業務

特に、31条第1項第一号において、「当事者その他関係人の依頼」による（＝委任契約に基づく）財産管理業務につき明記されている点にご注目ください。

今後、金融機関等において、口座名義人（またはその法定代理人や相続人全員）からの委任状・委任契約書を提示することにより、司法書士が各種銀行手続を代理する場面が増えることが予想されます。金融機関等におかれましては、格別のご対応を賜りますよう、お願い申し上げます。

*なお、弁護士法第30条の5及びそれを受けた「弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則」（法務省令）第1条にも、一字一句同文の規定が制定されています。そして、弁護士法と司法書士法（及びこれらに基づく省令等）以外に、当該規定が設けられている法令は見当たりません。これら条文の趣旨からすれば、法令上、財産管理業務を行うことができるのは司法書士と弁護士のみである、ということになります。

【財産管理業務の具体例】

「財産管理業務」の射程範囲は非常に幅広いものですが、以下、一例を挙げます。

●「他人の財産の管理若しくは処分を行う業務

又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務」

1 当事者の依頼に基づく財産管理業務

任意相続財産管理業務

(被相続人名義の相続財産を、遺産分割協議に従い各相続人に配分する業務)

- ・銀行預金、出資金等の解約手続
- ・株式、投資信託等の名義変更手続
- ・生命保険金・給付金請求
- ・不動産の売却

アパート経営等、収益物件の管理・運営に関する業務

(賃料の收受、維持管理のための工事手配、費用支出)

不動産の任意売却業務

相続における「限定承認」の相続財産管理人支援業務

マンション管理者

2 法令上の地位に基づく財産管理業務

遺言執行業務 (民法 1010 条)

成年後見人・保佐人・補助人 (民法 8、12、16 条)

不在者の財産管理業務 (民法 25 条)

相続人不存在 (民法 952 条)

相続人が数人ある場合の限定承認 (民 936)、相続放棄 (民 940②)

(法定の) 相続財産管理業務 (民法 918 条 3)

財産管理者 (家事審判手続法)

任意後見業務

破産法、会社更生法等の管財・管理・監督業務 etc

●「他人の事業の経営・・・又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務」

中小企業支援、事業承継等サポート等

会社や団体の役員への就任

解散会社の清算人の就任

企業との継続的法務顧問契約

* 訴額 140 万円を超える紛議のある事案、司法書士以外の士業独占業務等は、司法書士は受任できません。また、財産管理業務受任後、法的紛議の生ずることがほぼ不可避と認められる事情がある場合には、事件処理途中であってもやむを得ず辞任する場合がございます。

【日本財産管理協会のご案内】

「日本財産管理協会」は、遺言執行や銀行手続等の遺産承継事務、その他財産管理業務を行う司法書士有志が設立した一般社団法人です。

皆様の貴重な財産を管理したり処分したりするには、専門的な法律知識と高度な倫理観が求められます。

そこで当協会では、司法書士が財産管理業務を行うために必要となる知識・技能、および職業倫理を身につけるために必要な研修（これを「認定研修」といいます）を定期的実施しています。

当協会には、認定研修を受けた認定会員（司法書士）が多数所属しています。万一の場合の補償となる「司法書士業務賠償保険」に加入している司法書士ですから安心して皆様の貴重な財産の管理・処分をお任せいただけます（ただし、当協会が連帯して賠償の責めを負うものではありません）。

どうぞお気軽にご相談ください。

【発行者・お問合せ先】



一般社団法人日本財産管理協会

所在地 〒220-0011

神奈川県横浜市西区高島二丁目5番4号

フレンドシップビル2階

電話 045-461-0311

メール nichizaikyo@river.ocn.ne.jp

H P <http://www.nichizaikyo.jp/>

司法書士による財産管理業務の概要（一般社団法人日本財産管理協会）は前ページまで

高島司法書士事務所のご案内

千葉県松戸市の司法書士高島一寛は、日本財産管理協会の認定会員名簿に登録された財産管理マスターです（登録第130074号）。

松戸の高島司法書士事務所による相続財産管理や、遺産相続手続きの解説ページは下記リンク先でご覧になれます。

<http://www.office-takashima.com/souzoku/is.htm>

高島司法書士事務所

千葉県松戸市松戸 1176-2 KAMEI BLD.306

TEL. 047-703-3201 FAX. 047-703-3202

<http://www.office-takashima.com/>